毎週火・金曜日発行



目 次

改め、

同項の次に次のように加える。

地域共同研究センター 室

とし

地域共同研究センター室

第二号の次に次の一号を加える。

え、同項教務学生課の項第三号中「、聴講生等及び公開講座」を「及び聴講生等」に

第三十条の五第一項中「、教務学生課」の下に「、地域共同研究センター室」を加

第三十条の三第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号

則

報

秋田県立大学学則の一部を改正する規則 (七二・学術振興課)......1 秋田県行政組織規則の一部を改正する規則 (七一・総務課)......1 規

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (七三・環境政策課)...2

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則(七 と畜場法施行細則等の一部を改正する規則 (七四・生活衛生課).......2

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則 ( 七 六・建築住宅課) ....... 8

秋

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (二一・人事課)...... 8

則

規

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十五年十月六日

秋田県規則第七十一号

秋田県知事

寺 田

典

城

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則 (昭和五十六年秋田県規則第二十一号)

の一部を次のように改

3 第三十条の二に次の一項を加える 県立大学に地域共同研究センターを置く。

ページ

兀 共同研究及び受託研究に関すること

研究資金に関すること。

研究の企画及び調整に関すること。

研究成果の普及及び利用の促進に関すること。

五 研究者の受入れ及び派遣に関すること。

研究に係る国際交流に関すること。

までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。 第二百四十五条第二項の表中第五十一号を第五十二号とし、 第十九号から第五十号

十九 究センター 地域共同研 究センター

地域共同研 県立大学の

ತ್ಯ の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督す 上司の命を受けて、 地域共同研究センター

を「第五十号から第五十二号まで」に改める。 条第五項中「第四十八号」を「第四十九号」に、 第二百四十五条第二項の表の備考一中「第二十三号」を「第二十四号」に改め、 「第四十九号から第五十一号まで」 同

この規則は、 公布の日から施行する。

秋田県立大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十月六日

秋田県規則第七十二号

秋田県知事

寺 田 典 城

秋田県立大学学則の一部を改正する規則

秋田県立大学学則(平成十一年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正す

第四条の次に次の一条を加える (地域共同研究センター)

1

地域共同研究センターを置く。とともに、地域における科学技術の発展及び産業の振興に資するための組織として第四条の二(本学に、本学及び秋田県立大学短期大学部における学術研究を推進する

次の一条を加える。 第十二条を削り、第十一条を第十一条とし、第九条の次に

十条 地域共同研究センター(地域共同研究センター長)

第十条 地域共同研究センターに地域共同研究センター 長を置く。

(地域共同研究センター協議会)2、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条 地域共同研究センターに地域共同研究センター協議会を置く。

2 地域共同研究センター協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一学長

学部長

三研究科長

四 総合科学教育研究センター長

五 地域共同研究センター長

秋

六 秋田県立大学短期大学部長

1 木材高度加工研究所長

八 事務局長

パ その他学長が指定した者

を審議する。 を審議する。 地域共同研究センター協議会は、地域共同研究センターに関する次に掲げる事項

- 事業計画に関する事項

| 規程の制定及び改廃に関する事項

施設の設置及び廃止に関する事項

四 教員の人事に関する事項

五 その他地域共同研究センターの運営に関する重要な事項

4 前三項に定めるもののほか、地域共同研究センター協議会に関し必要な事項は、

附則

別に定める。

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(秋田県立大学評議会規則の一部改正)

に改正する。 2 秋田県立大学評議会規則(平成十四年秋田県規則第三十七号)の一部を次のよう

第二条中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下

地域共同研究センター 長

第四号の次に次の一号を加える。

五

に改める。 第三条中「前条第十号から第十三号まで」を「前条第十一号から第十四号まで」

第四条第二項及び第五条第一項中「第二条第十号から第十三号まで」を「第1

条

第十一号から第十四号まで」に改める。

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十月六日

秋田県知事 寺田 典 城

秋田県規則第七十三号

秋田県環境影響評価条例施行規則 (平成十二年秋田県規則第百六号) の一部を次の

ように改正する。

「同条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。 別表第一の一の項イ中「第二条第六号」を「第二条第七号」に、「同条第七号」を

五第一項」に改める。 条第一項」に改め、同表の六の項中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の十条第一項」を「独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十三別表第四の二の項ホ中「水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第二

則

成十五年十二月一日から施行する。ただし、別表第四の六の項の改正規定は、平この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第四の六の項の改正規定は、平

と畜場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する、

平成十五年十月六日

秋田県知事 寺

田

典

城

秋田県規則第七十四号

、と畜場法施行細則等の一部を改正する規則

(と畜場法施行細則の一部改正)

題名を次のように改める。に改正する。 に改正する。 と畜場法施行細則 (昭和二十九年秋田県規則第二十七号)の一部を次のよう

と畜場法施行細則名を次のように改める

に規定すると畜場」を「第四条第三項の規定によると畜場」に改める。
の、同項第五号中「、建物」を「又は建物」に改め、同条第二項中「第三条第三項に、「、定款又は寄附行為の写」を「当該法人の定款又は寄附行為の写し」に改「市町村立の場合は、」を「申請者が市町村の場合は」に、「写又は」を「写し、」項第一号から第三号までの規定中「と畜場」を「と畜場」に改め、同項第四号中項」に、「と畜場設置」を「と畜場の設置」に、「左に」を「次に」に改め、同年、各年、「と畜場設置」を「第四条第第一項中「と畜場設置」を「と畜場法」に、「第三条第二項」を「第四条第

第六条を第八条とする。

同条を第七条とする。 第五条中「第四条」を「第七条」に、「様式第五号」を「様式第九号」に改め

条の次に次の一条を加える。四条第二号」に、「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条を第五条とし、同四条第二号」に、「様式第四号」を「と畜場法施行令」に、「第三条第二号」を「第第四条中「と畜場法施行令」

(と畜場外持出しの許可)

者は、様式第六号による申請書を知事に提出しなければならない。第六条(令第五条第一項第一号の規定によりと畜場外に牛の皮を持ち出そうとする

ēは、様代館へ号によら申請書を印幕に是出しなければならない。 (令第五条第一項第三号の規定によりと畜場外に獣畜の肉等を持ち出そうとするは、様式第七号による申請書を知事に提出しなければならない。 (令第五条第一項第二号の規定によりと畜場外に牛の卵巣を持ち出そうとする者

2

第二条中「第八条第一項の規定により、」を「第十二条第一項の規定により」による届書」を「様式第四号による届出書」に改め、同条を第四条とする。第三条中「第九条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に、「様式第三号者は、様式第八号による申請書を知事に提出しなければならない。

第一条の次に次の一条を加える。

に、「様式第二号」を「様式第三号」

に改め、

同条を第三条とする。

様式第1号 と畜場設置許可申請書(第1条関係)

( 衛生管理責任者の配置等の届出)

様式第一号を次のように改める。 による届出は、様式第二号による届出書によりしなければならない。 第二条 法第七条第六項(法第十条第二項において準用する場合を含む。)の規

(A4判)

( A 4 +1)

年 月 日

秋田県知事 様

住 氏 名

年 月 日生

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名

と畜場設置許可について(申請)

次のとおりと畜場を設置したいから、と畜場法第4条第1項の規定により許可を申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 と畜場の区別
- 3 処理する獣畜の種類及びその1日当たりの頭数
- 4 食肉の取引を行おうとする場合は、その概要
- 5 事業開始予定年月日

法施行令第7条」

に改め、

同様式を様式第九号とする。

様式第五号中「 ※ 5 ※」

を「第7条」

ľĆ

「と畜場法施行令第4条」や「と畜場

式を様式第五号とし、同様式の次に次の三様式を加える。「 ) 野婦洋海汀や第3条第2冊」を「と野婦洋海汀や第4条第2冊」に改め、同様様式第四号中「 ※4条」を「 ※5条」に改め、「 ( | 凯冊及び | 巻門)、

様式第6号 牛の皮のと畜場外持出許可申請書(第6条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

住 氏 名

/ 法人にあつては、その名称、主たる事務所の / 所在地及び代表者の氏名

牛の皮のと畜場外持出許可について(申請)

次のとおり牛の皮のと畜場外持出しをしたいから、と畜場法施行令第5条第1項第1号の規定により許可を申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 牛の皮の持出しを開始する年月日及び持出しを行う期間
- 3 1日に持出しを行う牛の皮の数量の上限及び個体識別方法
- 4 牛の皮の持出しを行う者の住所、氏名及び連絡先
- 5 牛の皮の運搬方法並びに落下及び紛失を防止するための措置内容
- 6 持ち出された牛の皮を保存する者の住所、氏名及び連絡先
- 7 持ち出された牛の皮を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

様式第7号 牛の卵巣のと畜場外持出許可申請書(第6条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

住 氏 名

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名

牛の卵巣のと畜場外持出許可について(申請)

次のとおり牛の卵巣のと畜場外持出しをしたいから、と畜場法施行令第5条第1項第2号の規定により許可を申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 牛の卵巣の持出しを開始する年月日及び持出しを行う期間
- 3 1日に持出しを行う牛の卵巣の数量の上限及び個体識別方法
- 4 牛の卵巣の持出しを行う者の住所、氏名及び連絡先
- 5 牛の卵巣の運搬方法及び紛失を防止するための措置内容
- 6 持ち出された牛の卵巣を保存する者の住所、氏名及び連絡先
- 7 持ち出された牛の卵巣を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能 量

様式第8号 獣畜の肉等のと畜場外持出許可申請書(第6条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

住 氏 名

/ 法人にあつては、その名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名

獣畜の肉等のと畜場外持出許可について(申請)

次のとおり焼却のため獣畜の肉等のと畜場外持出しをしたいから、と畜場法施行令第5条第1項第3号の規定により許可を申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 獣畜の肉等の持出しを行う年月日
- 3 獣畜の肉等の持出しを行う者の住所、氏名及び連絡先並びに運搬方法
- 4 持ち出された獣畜の肉等を焼却する者の住所、氏名及び連絡先
- 5 持ち出された獣畜の肉等を焼却する施設の名称、所在地及び連絡先

改め、「(記号及び番号)」 場法第13条第1項第1 様式第二号中「37、大台場法第3条第 様式第三号中「回家用となり屈 8条第 第2条 [1項] <u>"</u> を「 に改め、 を「 を削り、 と畜場法第12条第1項」に改め、 第3条」 (第3条) 同様式を様式第四号とする。 と畜場法第9条第1項第1号」 に改め、 を「 自家用とさつ届出書 「 (記号及び番号)」を削り、 同様式を様式第三 第 を 4%」 とこと

号とする。

様式第一号の次に次の一様式を加える

様式第2号 衛生管理責任者(作業衛生責任者)配置(変更)届出書(第2条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 樣

> 住 所 氏 名

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名

衛生管理責任者(作業衛生責任者)配置(変更)について(届出)

次のとおり衛生管理責任者(作業衛生責任者)を配置(変更)したので、と畜場法第7条第6項(第10条第2項 において準用する同法第7条第6項)の規定により届け出ます。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 衛生管理責任者(作業衛生責任者)の氏名、住所及び生年月日
- 3 衛生管理責任者(作業衛生責任者)がと畜場法第7条第5項各号(第10条第2項において準用する同法第7条第 5項各号)のいずれかに該当する旨
- 4 衛生管理責任者(作業衛生責任者)を置いた(変更した)年月日

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第二条 改正する。 食品衛生法施行細則 (昭和三十三年秋田県規則第七号) の一部を次のように

同表第十一号中「規則第九条第一項」を「第八条第一項」 「規則第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。 第二条第一項の表第一号中「第十九条の十七第六項」を「第十九条の十七第八 同表第四号中「第一条の二第三項」を「第一条の三第二項」に改め、 に改め、 同表第十二号中

第四条中「第十五条」を「第十九条」に改める。

備考2中「第19条の17第4項各号」を「第19条の17第6項各号」に改める 様式第一号中「※19※の17※6」」を「※19※の17※8」。 に改め、同様式の

を食肉衛生検査所長に委任する規則の一部改正) ( 知事の権限に属すると畜並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務 様式第四号中「第1条の2第3項」を「第1条の3第2項」に改める。

部を次のように改正する。 事務を食肉衛生検査所長に委任する規則(昭和五十五年秋田県規則第十七号)の一 知事の権限に属すると畜並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する

える。 項」に改め、同号五を同号六とし、同号四中「第十二条」を「第十六条」に、「執つ」に改め、同号六を同号六とし、同号五中「第十三条第一項」を「第十七条第一つ」に改め、同号六を同号七とし、同号五中「第十三条第一項」を「第十七条第一 十三条第一項第一号」に改め、同号(を同号(ことし、同号に(ことして次のように加条第三項)に改め、同号(こを同号(ことし、同号)中「第九条第一項第一号」を「第 四条第一項」に改め、同号三を同号四とし、同号二中「第九条第三項」を「第十三 る」を「とる」に改め、同号四を同号五とし、同号三中「第十条第一項」を「第十 別表第一号六中「第十四条第二項」を「第十八条第二項」に、「と殺」を「とさ

る届出を受理すること 第七条第六項 (第十条第二項において準用する場合を含む。) の規定によ

条」を「第九条」に改め、同号二を同号三とし、同号一の次に次のように加える。 別表第二号(中「第三条第二号」を「第四条第二号」に改め、 第五条第一項第一号から第三号までの規定による許可をすること。 同号二中「第六

、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正、 別表第四号七中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に改める。

規則第十三号)の一部を次のように改正する。 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則 (平成三年秋田県

> **| 換恜筬田号中「第12条第4項」や「第12条第6項」に、「第12条第3項各** 第12条第5項各号」に改める。 |条の表第五号中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に改める。

を

この規則は、 公布の日から施行する。

公布する。 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則をここに

平成十五年十月六日

秋田県規則第七十五号

七号)の一部を次のように改正する。 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則(昭和四十九年秋田県規則第十 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則

秋田県知事

寺 田

典 城

改める。 ハ」を「第三十一条の二第二項第十二号八及び第六十二条の三第四項第十二号ハ」に 第一条中「第三十一条の二第二項第十一号八及び第六十二条の三第四項第十一

묵

に改める 第八項第二号」を「第十三条の三第八項第二号又は第二十一条の十九第九項第二号」 八」に改め、 一号八」を「第三十一条の二第二項第十二号八又は第六十二条の三第四項第十二号 第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十一号八又は第六十二条の三第四項第十 同条第二項第七号中「第十三条の三第七項第二号又は第二十一条の十九

改める。 を「第三十一条の二第二項第十二号本文及び第六十二条の三第四項第十二号本文」に に、「第三十一条の二第二項第十一号本文及び第六十二条の三第四項第十一号本文」 ハ」を「第三十一条の二第二項第十二号ハ及び第六十二条の三第四項第十二号ハ」 第八条中「第三十一条の二第二項第十一号八及び第六十二条の三第四項第十一号

条の2第2項第12号八 様式第一号 様式第三号及び様式第四号中 第31条の2第2項第11号八 第62条の3第4項第11号八」 を

則

条の3第4項第12号八」

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則をここに

秋田県知事

寺

田

典

城

公布する

平成十五年十月六日

秋田県規則第七十六号

十五号)の一部を次のように改正する。 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則(昭和四十九年秋田県規則第二 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則

を「第三十一条の二第二項第十三号二、第六十二条の三第四項第十三号二」に改め 第一条中「第三十一条の二第二項第十二号二、第六十二条の三第四項第十二号二」

三号二」に改める 十三号二」に、「第六十二条の三第四項第十二号二」を「第六十二条の三第四項第十 第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十二号二」を「第三十一条の二第二項第

改める。 二」を「第三十一条の二第二項第十三号二又は第六十二条の三第四項第十三号二」に 第三条中「第三十一条の二第二項第十二号二又は第六十二条の三第四項第十二号

第62条の 3 第 4 項第12号二 」 や「 第62条の 3 第 4 項第13号二 」 に改める。 様恜第一甲中「第31条の2第2項第12号二」や「第31条の2第2項第13号二」 樣式第二号中 「第31条の2第2項第12号二 第62条の3第4項第12号二 を 第31条の2第2項第13号二 第62条の3第4項第13号二 に改 ビ

秋

附 則

める。

訓

この規則は、

公布の日から施行する。

令

秋田県訓令第二十号

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める

各 庁

地 中

方

機

関 般

教務学生課長

総務課長

平成十五年十月六日

秋田県知事 寺 田

典

城

室図 長書

情報センター

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

正する。 秋田県人事事務取扱規程 (昭和四十二年秋田県訓令第四号) の一部を次のように改

は単純労務の職員(車両長、 規則第二百四十五条第二項の表第四十九号から第五十一号までに規定する職」を「又 第三条の表第六号中「、昇任及び降任の場合を除き」を削り、 「相互間、 又は組織

技能主任及び技能技師をいう。

以下同じ。

)」に改め

附 則 තූ

この訓令は、 平成十五年十月六日から施行する。

秋田県訓令第二十一号

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

各 庁 地 中

方

機 関 般

平成十五年十月六日

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県知事

寺

田

典

城

秋田県事務決裁規程 (昭和五十一年秋田県訓令第七号)の一部を次のように改正す

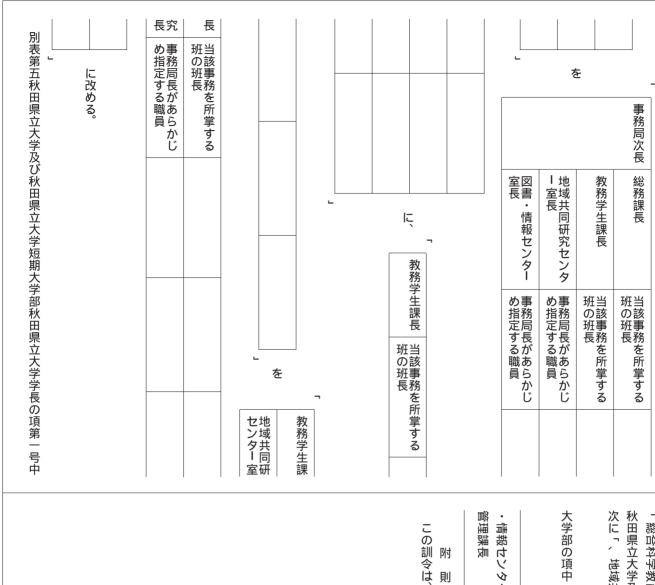
第十条第一項の表地方機関の項第四号中「及び総合科学教育研究センター長」 を

るූ

事務局次長

「、総合科学教育研究センター 長及び地域共同研究センター 長」

め指定する職員 事務局長があらかじ 班の班長当該事務を所掌する 班の班長当該事務を所掌する に



次に「〈 苺茣井回卑兇

古く

ター

トリ

を加え、 「総合科学教育研究センター長」の次に「、 地域共同研究センター長」を加え、 同表秋田県立大学及び秋田県立大学短期

同表

大学部の項中「附属生物工学研究所長」を「地域共同研究センター長」 に

・情報センター室長

附 則

平成十五年十月六日から施行する。

を

地域共同研究センター室長 図書・情報センター室長 総務管理課長

に改める。

購読料金 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号 飛行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.oo.jp 日和所株式会社松原印刷社 和表验(C) O) 五 電話(W) 八七六六 FAX(W) O) O) 五 電話(W) 八七六六 FAX(W) O) D 和 大田市山王七丁目五番二十九号

